

国籍の選択

	日本国籍を選択する場合	外国国籍を選択する場合	内容	備考
外国国籍喪失届	※	/	<p>● 当該外国の国籍を離脱する方法 当該外国の法令により、その国の国籍を離脱した場合は、離脱を証明する書面を添付して在外公館又は本邦の市区町村役場に外国国籍喪失届をする。 離脱の手続きについては、当該外国の関係機関に相談する。</p>	当事務所窓口 ^① に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)
国籍選択届	※	/	<p>● 日本の国籍の選択を宣言する方法 戸籍謄本を添付して在外公館又は本邦の市区町村役場に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の国籍選択届をする。</p>	当事務所窓口 ^① に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)
国籍離脱届	/	※	<p>● 日本の国籍を離脱する方法 住所地を管轄する在外公館又は本邦法務局・地方法務局に戸籍謄本、住所を証明する書面、外国国籍を有することを証する書面を添付して、国籍離脱届をする。→手続き完了後には、届出人に対して通知書(国籍離脱について)の交付がなされる。 なお、この届は日本国籍を離脱する本人(15歳未満である場合は、法定代理人)が自ら在外公館又は本邦法務局・地方法務局に出向く必要があるので注意する。</p>	当事務所窓口 ^① に直接届け出る (郵送不可)
国籍喪失届	/	※	<p>● 外国の国籍を選択する方法 当該外国の法令により、その国の国籍を選択した場合は、外国国籍を選択したことを証明する書面を添付して、在外公館又は本邦の市区町村役場に国籍喪失届をする。</p>	当事務所窓口 ^① に直接届け出る(当事務所又は市町村役場に郵送可)